

令和元年（行ウ）第634号 助成金不交付決定処分取消請求事件 副本直送済

原告 株式会社スターサンズ

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

### 被告準備書面（3）

令和3年1月13日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 泉 徳 治

同 小坂 準 記

同 森 安 博 行

同 川 上 貴 寛

同 小 勝 有 純

## 目 次

第1 被告の主張.....	3
1 本件処分 .....	3
2 原告の憲法違反の主張は理由がないこと .....	3
3 被告の広範な裁量権 .....	5
4 本件処分が「公益性の観点」によったことに違法はないこと .....	6
第2 原告準備書面（2）に対する認否・反論.....	13
1 「第1」（原告準備書面（2）2～3頁）について .....	13
2 「第2」について .....	13
(1) 「1」について .....	13
(2) 「2」について .....	16
(3) 「3」について .....	18
(4) 「4」について .....	18
(5) 「5」（原告準備書面（2）12頁）について .....	19
3 「第3」について .....	20
(1) 「1」（原告準備書面（2）13頁）について .....	20
(2) 「2」について .....	20
(3) 「3」（原告準備書面（2）15頁）について .....	21
4 「第4」について .....	21
(1) 「1」（原告準備書面（2）15～16頁）について .....	21
(2) 「2」（原告準備書面（2）16～23頁）について .....	22
(3) 「3」（原告準備書面（2）24～28頁）について .....	22
5 「第5」について .....	23
(1) 「1」について .....	23
(2) 「2」（原告準備書面（2）31～40頁）について .....	23
(3) 「3」（原告準備書面（2）40～43頁）について .....	24
第3 原告準備書面（3）に対する反論.....	25

略語の定義については、本書面において別に定義しない限り、被告準備書面（1）の【図1】略語表（4頁）の例及び被告準備書面（2）の例に拠る。

被告は、原告の令和2年10月21日付け準備書面（2）及び準備書面（3）（以下、それぞれ「原告準備書面（2）」及び「原告準備書面（3）」という。）に対し、以下のとおり主張し、また、認否・反論する。

## 第1 被告の主張

### 1 本件処分

被告理事長は、平成31年4月1日付け助成金交付申請書（甲5。なお、令和元年7月2日に被告に到達した（乙4【お届け先控え】）。）により原告から申請のあった本件映画に対する映画製作助成金10,000千円（平成31年度文化芸術振興費補助金による映画製作への支援の助成金）について、令和元年7月10日付けで、不交付とする決定（本件処分）をした。本件処分の理由は、「本助成対象活動である映画『宮本から君へ』には、麻薬及び向精神薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し、国の事業による助成金を交付することは、公益性の観点から、適当ではないため。」というものである（甲6【助成金不交付決定通知書】）。

### 2 原告の憲法違反の主張は理由がないこと

- (1) 原告は、本件のような映画制作事業のための助成金を交付するという政策は、憲法21条を中心として、同13条、同25条、同26条の観点からも要請されるものであるとして、本件処分により、原告の表現の自由をはじめとする憲法上の権利が侵害され、さらに、他の映画制作者の映画制作を躊躇させるような萎縮効果が生じる、と主張する（原告準備書面（2）24～28頁参照）。
- (2) しかしながら、憲法のこれらの条項は、個々の国民に国に対する具体的、現実的な請求権を付与したものではないから、本件処分が、原告に対し映画

製作助成金を不交付とするものであるからといって、これらの条項に違反するものではない。

- (3) 判例も、例えば、最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁（堀木訴訟上告審判決。参考資料2【最高裁昭和57年7月7日大法廷判決。判例タイムズNo. 477】）は、「憲法二五条一項は『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』と規定しているが、この規定が、いわゆる福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきことを國の責務として宣言したものであること」、「そして、同条一項は、國が個々の国民に対して具体的・現実的に右のような義務を有することを規定したものではないことは、『すでに当裁判所の判例とするところである』と判断している。
- (4) また、原告が原告準備書面(2)24頁で引用する長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』350頁(乙33)も、「表現の自由は、原則的には『國家からの自由』として国家による妨害の排除を求める権利であるが、見てきたように、一定の場合に国家による積極的措置を求める場合がある。この場合、こうした表現の自由はあくまで抽象的権利にとどまり、国家による特定の具体的な施策を求めるためには、こうしたことを定める法律が必要であると解されている。」(下線及び太字は被告代理人による。)と述べているにすぎない。
- (5) そして、本件処分は、本件映画の表現内容を問題とするものではなく、本件映画には「麻薬及び向精神薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し、国の事業による助成金を交付することは、公益性の観点から、適当ではないため」ということを理由とするものであるから、原告の表現の自由を制限するものではない。現に、本件映画は、本件内定通知書の原告への送付(平成31年4月1日から同月5日までの間)の前である同年3月12日に完成され(訴状第2の3(1)及び(3)(6~9頁))、また、

予定どおり、令和元年9月27日に劇場公開されているのである（甲1〔本件映画のチラシ〕、甲5〔助成金交付申請書〕・「公開予定期限」（同2枚目）、乙12〔「宮本から君へ」上映劇場〕）。

（6）また、本件処分は、その通知書（甲6）において、本件映画の表現内容を問題とするものではないことを明確に示しているのであるから、他の映画製作者の映画製作に対し萎縮的効果をもたらすようなものではない。

### 3 被告の広範な裁量権

（1）本件処分は、振興会法14条1項の

「振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動」

との規定に基づく映画製作助成金を交付しないというものである。

（2）振興会法14条1項1号イは、個々の国民に被告に対する具体的請求権を付与するものではなく、どれだけの額の助成金を何人に交付するかを被告の広範な裁量に委ねている。したがって、助成金の不交付の判断は、事実の基礎を欠くとか社会観念上著しく妥当性を欠くなどその裁量権の範囲を超える又はその濫用があったと認められる場合に限って違法となるにすぎない。

（3）行政処分が主務官庁の広範な裁量に委ねられている場合の行政裁量に対する司法審査の密度について、最高裁昭和63年7月14日第一小法廷判決・集民154号273頁（参考資料3〔最高裁昭和63年7月14日第一小法廷判決。判例タイムズNo. 685〕）は、次のように判断している。

「民法三四条が公益法人の設立を主務官庁の許可にかかるしめているのは、営利を目的としない社団又は財団については、当該事業を管轄する行政官庁が、当該社団又は財団が積極的に公益を目的とするものであって、社会

活動を行ううえで法人格を付与するに値すると判断したものに限って法人設立を許す趣旨によるものである。そして、その具体的な許可基準は、法令上何ら定められていない。したがって、現行法令上は、公益法人の設立を許可するかどうかは、主務官庁の広汎な裁量に任されているものとみざるをえず、主務官庁の右許可に関する判断は、事実の基礎を欠くとか社会観念上著しく妥当を欠くなどその裁量権の範囲を超えて又はその濫用があったと認められる場合に限って違法となるものといわなければならぬ。それゆえ、裁判所が公益法人設立の不許可処分の適否を審査するに当たり、当該不許可処分において主務官庁が一定の事実を基礎として不許可を相当とするとの結論に至った判断過程に、その立場における判断のあり方として一応の合理性があることを否定できないのであれば、他に特段の事情がない限り、右不許可処分には裁量権の範囲を超えて又はそれを濫用した違法はないものとしなければならない。」（下線及び太字は被告代理人による。）

- (4) 本件処分は、本件映画には「麻薬及び向精神薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し、国の事業による助成金を交付することは、公益性の観点から、適當ではないため」助成金を交付しないというものであって、事実の基礎を欠くとか社会観念上著しく妥当を欠くなどその裁量権の範囲を超えて又はその濫用があったなどといえないことは明白である。

#### 4 本件処分が「公益性の観点」によったことに違法はないこと

- (1) 補助金適正化法は、行政庁が補助金を交付することができることの根拠を与える根拠規範ではなく、行政庁が補助金を交付することができるることを前提として、その交付の適正化を図るために規律を設ける規律規範である。
- 原告は、訴状において、補助金適正化法が根拠規範であるという誤った前提のもとに、同法1条、6条1項は「公益性」に言及しておらず、加えて、振興会法にも「公益」、「公共の利益」、「公共の福祉」という文言は一つもな

いから、補助金適正化法 6 条 1 項に基づく交付・不交付の処分に際し、「公益性」の観点はそもそも考慮すべきではない事項である、と主張していた。

そこで、被告は、被告が独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）2 条 1 項の「独立行政法人」の中の同条 2 項の「中期目標管理法人」であるところ、同法 1 条 1 項が、同法の目的として「独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定し、同法 2 条 1 項が、「この法律において『独立行政法人』とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」の一部を行わせるため設立されるものであると規定し、同法 2 条 2 項が、「この法律において『中期目標管理法人』とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を發揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。」と規定し、同法 3 条 1 項が、「独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。」と規定していることを挙げて、被告が、公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人であり、振興会法 14 条 1 項 1 号イの事業も、公共の利益の増進を推進することを目的とし、公益上の見地から行うべき事業であり、「公益性」を考慮することは「法律上の要請」であることを説明した（以上の条文引用箇所の下線及び太字は被告代理人による。）。

(2) 原告は、原告準備書面(2)においては、「被告による文化芸術活動への助

成事業において考慮すべき『公益』の具体的な内容とは、『芸術家及び藝術に関する団体が行う藝術の創造又は普及』などの『文化の振興又は普及を図』（振興会法 3 条、14 条 1 項柱書）り、もって『藝術その他の文化的向上に寄与する』（同法 3 条）ことである。このように、本件処分に係る『公益』とは、文化藝術の向上についての國民の一般の利益である。」（同 19 頁 4～10 行目）と主張する。そして、原告は、原告準備書面（3）において、「およそ行政機關である以上は、公益性があることは当然なのであり、その内容は法律によって各行政機關ごとの目的と権限によって確定される。被告の主張する公益性は薬物事犯の防犯やその撲滅であり、それは警察、厚生労働省が達成するべき公益性である。このような管轄外の公益性を理由に不交付決定を行うことは、法律によらずに行政機關が國民の権利自由を侵害することにつながり、法律による行政の理念にも反することになる。」（同 5 頁 11～16 行目）と主張する。

(3) 被告は、通則法 2 条 1 項の独立行政法人のうちの同条 2 項の中期目標管理法人として、個別法の振興会法により設立された法人である。

通則法と個別法との関係について、独立行政法人制度研究会『独立行政法人制度の解説 第 3 版』11 頁（乙 34）は、「独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下単に『通則法』という。）及び個別法の定めるところにより設立される法人（第 2 条）であって、通則法及び個別法を設立根拠法とするものである。個別法は、各独立行政法人の目的、業務の範囲、組織、運営その他通則法を補う内容を定め、各独立行政法人を設立し運営するための法律であり、通則法と個別法の関係は、制度の共通ルールである通則法を個別法が補完するものであるといえる。したがって、通則法で定める独立行政法人に関する根幹的な事項（例えば、法人の長の大臣任命、中期目標・中期計画等による業務運営等）と異なる内容を定めることは許されず、また、第 3 条に定められた制度運営の原則に関しても、独立行政

法人制度の趣旨に反する内容を定めることも不適当であると解される。」（下線及び太字は被告代理人による。）と述べる。

したがって、被告が行う「芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動」に対する助成金の交付は、個別法である振興会法14条1項1号イの規制と共に通則法による規制を受け、通則法が求める「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること」

（1条1項）、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されること」（2条1項）、「公共の利益の増進を推進すること」（2条2項）、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されること」（3条1項）に適合するものであることが必要である。

以上のように、被告が行う助成金の交付は、振興会法14条1項1号イの規定のみならず、通則法の規定に従い、「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること」、「公共の利益の増進を推進すること」が求められている。すなわち、「法律上の規定」により、「公益適合性」が求められている。

（4）そして、振興会法14条1項1号イに基づき行う助成金の交付は、行政行為であるから、通則法及び振興会法という「法律上の規定」に加えて、「一般的な法の基本原則」からも、公益にかなったものであることを要求される。

「一般的な法の基本原則」につき、宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第7版〕』72頁（乙21）は、行政上の法律関係における一般的な法の基本原則の一つとして「行政は公益に適合するように行われるべきという公益適合原則が語られることがある（地方自治法232条の2参照）。」（下線及び太字は被告代理人による。）と述べる。ここで引用されている地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定であるが、このような明文がなくても、行政機関が行う補助は、公益適合原則により、公益上必要がある場合においてのみ行うことができるものである。

塩野宏『行政法 I [第六版] 行政法総論』44頁（乙19）は、「行政活動はすべからく公益に合致していなければならないという、最上位の一般原則から始まり、行政過程の諸局面でも公益が問題とされる（行政行為の撤回、裁量統制）。」と述べ、同192頁（乙35）は、「通説・判例は、撤回の根拠を行政行為の公益適合性に置き、個別の法的根拠を必要としないという立場をとっている（田中・行政法上巻一五五頁。最判昭和六三・六・一七判例時報一二八九号三九頁、行政判例百選 I 九三事件。ただし、この判決は、直接の法的根拠を処分権限規定に求めているようでもある。）」（下線及び太字は被告代理人による。）と述べる。なお、ここに引用された最高裁昭和63年6月17日第二小法廷判決・集民154号201頁（参考資料4【最高裁昭和63年6月17日第二小法廷判決。判例タイムズNo. 681】）は、「被上告人医師会が昭和五一年一一月一日付の指定医師（被告代理人注：優生保護法14条1項により人工妊娠中絶を行い得る医師）の指定をしたのちに、上告人が法秩序遵守等の面において指定医師としての適格性を欠くことが明らかとなり、上告人に対する指定を存続させることが公益に適合しない状態が生じたというべきところ、実子あっせん行為のもつ右のような法的問題点、指定医師の指定の性質等に照らすと、指定医師の指定の撤回によって上告人の被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められるから、法令上その撤回について直接明文の規定がなくとも、指定医師の指定の権限を付与されている被上告人医師会は、その権限において上告人に対する右指定を撤回することができるものというべきである。」（下線及び太字は被告代理人による。）としている。

藤田宙靖『行政法総論』235頁（乙20）は、「行政主体は一面で、常に公益に則した行政を行う責任を負っていると考えられる」と述べる。

成田頼明ほか『現代行政法 [第5版]』34頁（乙10）は、「行政の本質は、つねに公共性・公益性を追求し、これを実現することにある。行政法規

にしばしば『公共の利益』、『公共の福祉』、『公益』、『公共の安全と秩序』といった文言が登場するのもこのためである。」と述べる。

(5) 以上のように、被告が振興会法14条1項1号イに基づき行う助成金交付は、「法律上の規定」からも、「一般的な法の基本原則」からも、公益に適合するものであることが必要であるところ、原告は、映画製作助成金の交付に係る公益とは、「文化芸術の向上についての国民の一般の利益」のみであると主張する。原告主張の利益が映画製作助成金交付に係る公益に含まれることは当然であるが、映画製作助成金交付が適合すべき公益はそれだけではない。既に述べたとおり、映画製作助成金の交付は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものでなければならず、さらには広く国民一般の利益、公共の安全と秩序に適合するものでなければならない。決して「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展」を無視して「文化芸術の向上についての国民の一般の利益」のみに適合していればよいというものではない。「広く国民一般の利益、公共の安全と秩序に適合する」という「公益性」を考慮することが求められる。

麻薬取締法違反により有罪が確定している者が主要な出演者として出演している本件映画に、民間業者が本件出演者の出演する過去作品についても放映を自粛する中で、国民の税金を原資とする映画製作助成金を交付すれば、薬物乱用が最も深刻な社会問題の一つとなっている中で、国民から、「国は薬物乱用に対し寛容である」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる」といったメッセージを被告が世の中に発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険がある。したがって、本件映画に対する映画製作助成金の交付は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものではないことは当然のこと、公共の安全と秩序、公益に適合しないのである。

被告は、「法律上の規定」（通則法及び振興会法の要請）によるとともに、

「一般的な法の基本原則」（行政行為の公益適合性の原則）により、公益性の観点から、被告が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発するおそれがある助成金は交付しないと判断し、本件処分を行ったものである。このような判断が「事実の基礎を欠くとか社会観念上著しく妥当性を欠くなどその裁量権の範囲を超える又はその濫用があったと認められる場合」に該当するとは到底考えられない。本件処分は適法である。

(6) 原告は、違法薬物の取締や予防といった警察作用は検察や警察機関、厚生労働省等の行政機関が達成するべき公益であって、被告が目指すべき公益ではない、このような管轄外の公益性を理由に不交付決定を行うことは許されない、と主張する（原告準備書面（2）21～23頁）。

しかし、薬物乱用の防止は国を挙げ、政府を挙げて取り組むべき課題で、政府一丸となって総合的な薬物乱用防止対策を実施している中で、行政機関としての被告がこの課題を無視するようなことは到底許されない。薬物乱用の防止は、被告にとっても実現を目指すべき公益の一つである。

被告の主務大臣は文部科学大臣であるところ（振興会法18条）、文部科学大臣を含む関係各府省庁の大臣で構成された薬物乱用対策推進会議は、平成30年8月、第五次薬物乱用防止五か年戦略を発表したが（乙31の1）、その中でも「政府においては、平成10年5月に策定した『薬物乱用防止五か年戦略』を皮切りに、これまで4度にわたり同戦略を策定し、関係各府省庁が緊密に連携して、薬物の需要と供給の両面から総合的な薬物乱用防止対策を推進してきた。」（乙31の2〔「第五次薬物乱用防止五か年戦略〕・1頁。下線及び太字は被告代理人による。）とし、今後、「政府を挙げた総合的な対策をより一層講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとする」（同2頁）と述べる。その上で、「関係各府省庁が緊密に連携し」て達成すべき戦略目標の1つ目に「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を掲げ（同4頁）、「家庭や地域における薬物乱

用防止に関する広報・啓発の推進」(同7頁),「ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発」(同9頁)等に係る広範な取組を推進することとされている。違法薬物の予防等は、被告の管轄外の公益などではないのである。

## 第2 原告準備書面（2）に対する認否・反論

1 「第1」(原告準備書面（2）2～3頁)について  
争う。

2 「第2」について

(1) 「1」について

ア 「(1)」(原告準備書面（2）3～4頁)について  
争う。

原告の主張は、単なる推測を述べるものにすぎない。被告準備書面（1）第1の1（5頁以下）において主張したとおり、原告が指摘する「令和2年度助成対象活動募集案内」(甲10)記載の文言は、本件要綱の改正を踏まえ、助成金の交付内定や交付決定の取消しを行い得る場合を例示したにすぎず、原告が主張するような「全ての関係者が重大な違法行為を行わないようコントロールできる自信がないのであれば、助成金の応募はしないでください」などという意思を示すものでは全くない。

なお、原告は、「多くの映画製作会社は、申請にあたって極めて不安定な地位に立たされることになるのであるから、…助成金の応募・申請をすることはしないことになる。」(原告準備書面（2）3頁19～22行目)とも主張するが、原告を含めて、募集案内へ当該文言を追加した後も現に従来と同程度の件数の応募・申請がなされているのであり、原告の主張は事実

に反する。

イ 「(2)」(原告準備書面(2)4頁)について  
否認ないし争う。

被告準備書面(1)第1の3(3)(7頁以下)において主張したとおり、内定に係る審査は、被告理事長が諮問機関である芸術文化振興基金運営委員会の答申を踏まえて行うものであり(甲9〔本件要綱〕・4条)，劇映画専門委員会等が行うものではない。「劇映画専門委員会の審査結果は内定の認否を実質的に左右する性格」という原告の主張は独自の見解であり、また、そのことをもって「劇映画専門委員会は内定に係る審査を行う機関そのものである」という主張も論理が飛躍しており、失当である。

ウ 「(3)」(原告準備書面(2)4頁)について  
否認する。

被告準備書面(1)第1の3(4)(8頁)において主張したとおり、原告が、令和元年5月21日、被告に対して助成金交付申請書の電子データをメールにより提出した後、被告が当該電子データを確認していたところ、原告から押印した書面を提出すべきか否か問い合わせの電話連絡があったため、被告は、原告に対し、「確認中のため、押印した書面の提出を待ってほしい。」旨の返答を行ったにすぎず、被告が原本の受領を拒否したなどというるのは事実に反する。

原告は当初、被告が原告に対し、「申請書の受け取りは保留にします」と発言していたと主張(訴状9頁)していたが、原告準備書面(2)4頁では、被告の主張と同様に、被告は原告に対し、単に「待って欲しい」と回答したという主張内容に変遷しており、この点からも、原告の主張の信用性は低いと言わざるを得ない。

## エ 「(4)」(原告準備書面(2)4~5頁)について

原告が指摘する試写会に、本件映画の製作関係者数名、文化庁担当者1名及び被告担当者3名が出席したこと、当該試写会が一般向けやマスコミ向けに行われたものではないことは認め、その余は知らないし争う。

後記5(3)(24頁)において主張するとおり、本件処分によって生じたと原告が主張する「不利益」や「機会損失」などといったものは、いずれも、映画製作助成金の制度上、あらかじめ想定されている状況であって、そもそも、法的に保護される「不利益」や「機会損失」ではないから失当である。

加えて、原告は、「助成金交付内定決定がなされてから約1ヶ月が経過しているにもかかわらず、ようやく被告職員による完成確認のためのデータ上映による『初号試写』が行えたのみで、そのうえ助成金申請に向けた次のステップに進むことを止められてしまい、一般向け、マスコミ向けの試写会や劇場公開のためのDCP素材の制作すら行えなかった」(原告準備書面(2)5頁12~16行目)と述べており、あたかも内定決定を受けた同年3月29日から継続して大きな“機会損失”が生じていたかのような主張をするが、原告が助成金交付申請書の電子データを被告に提出したのは令和元年5月21日であり、この間、被告は申請書の電子データさえ見ることができなかつたのであるから、原告の主張は原告のいう“機会損失”を不当に過大に見積もっており失当である。そもそも、平成31年3月12日時点の本件映画の内容と、同年4月24日の初号試写で上映された本件映画の内容に変更点はないことであるから(原告準備書面(1)の第1(2頁))、原告は完成後、ただちに初号試写を行おうと思えば行うことができたにもかかわらず、これを行わず、年度を超える形で、原告自らの判断で平成31年4月24日に初号試写を設定したものであって、この点からも、原告自ら作業工程を後ろ倒しにしていたことは明らかである。このよ

うに原告は、自らの行為を棚に上げ、一方的に、被告が申請を止めていたかのような主張を行い、原告にとって「大きな機会損失」が生じたと述べているのであって、何ら合理性が認められない。

オ 「(5)」(原告準備書面(2)5頁)について  
認否を要しない。

カ 「(6)」(原告準備書面(2)5~6頁)について  
認否を要しない。

キ 「(7)」(原告準備書面(2)6頁)について  
認否を要しない。

## (2) 「2」について

ア 「(1)」(原告準備書面(2)6頁)について  
ウの第二段落は争う。

映画製作助成金は、文化庁の予算である文化芸術振興費補助金を財源とするものであるから、税金から賄われるものである。本件募集案内(甲7・1頁冒頭)でも「国からの補助金(文化芸術振興費補助金)を財源」と明記されており、同頁に記載されている図では、「文化庁」から「文化芸術振興費補助金」を被告である「日本芸術文化振興会」に支出する矢印が記載されており、さらにそこから「映画製作団体」へと「補助金を財源とした助成」という形で矢印が記載されている。このように文化庁の予算を財源に映画製作助成金は支出されているのであるから、明らかに税金から支出されている。

原告は、助成金の支出主体が国の行政機関ではなく、別の独立行政法人

であることのみをもって「税金から賄われるものではない」と主張しているようだが、趣旨が不明であり、失当である。

イ 「(2)」(原告準備書面(2) 6~7頁)について

イについて、助成金交付内定後の交付決定までの手続が形式的なものにすぎないという趣旨であれば、争う。

被告準備書面(1)第1の4(2)イ(カ)(12頁以下)において主張したとおり、被告は、助成金交付内定をした団体から提出された申請書の内容を精査、確認の上、被告理事長において交付決定手続を行っている。また、同第4の3(2)(30頁以下)においても主張したとおり、内定後から交付決定時までの間に生じた事情の如何によっては、内定と異なる判断が下され得ることが本件要綱上も予定されている(甲9[本件要綱]・6条、8条3項)のであるから、助成金交付内定後の交付決定までの手続は形式的なものではない。また、原告が主張する「交付内定は、交付決定の不公平の防止に役立っている」との主張は、独自の見解であり、何ら証拠に基づかない主張である。

ウ 「(3)」(原告準備書面(2) 7~8頁)について

争う。

被告準備書面(1)第3の5(26頁)においても主張したとおり、被告理事長の助成金交付決定は、被告理事長の広範な裁量に任されており、事実の基礎を欠くとか社会観念上著しく妥当性を欠くなどその裁量権の範囲を超え又はその濫用があったと認められる場合に限って違法となる(行政事件訴訟法30条)ものであるところ、本件処分は、振興会法14条1項1号イにより助成金の交付決定の判断を行うにおいて考慮される「公益性の観点」を理由に行われたものであるから、裁量権の逸脱又は濫用の違法は

認められず、適法である。

(3) 「3」について

ア 「(1)」(原告準備書面(2) 8頁)について

認否を要しない。

イ 「(2)」(原告準備書面(2) 8頁)について

争う。

被告の主張は、被告準備書面(1)第3(20頁以下)のとおりである。

ウ 「(3)」(原告準備書面(2) 9頁)について

争う。

ア及びイのいずれについても、被告の主張は、被告準備書面(1)第3の

3(21頁以下)のとおりである。

エ 「(4)」(原告準備書面(2) 9頁)について

認否を要しない。

オ 「(5)」(原告準備書面(2) 10頁)について

認否を要しない。

(4) 「4」について

ア 「(1)」(原告準備書面(2) 10頁)について

認否を要しない。

イ 「(2)」(原告準備書面(2)10頁)について  
認否を要しない。

ウ 「(3)」(原告準備書面(2)10~11頁)について  
アは争う。被告準備書面(1)第4の3(2)(30頁以下)において主張したとおり、被告理事長が内定後に生じた事情を考慮して振興会法14条1項1号イに従って決定を行う場合に、その裁量権の範囲が狭くなり限定されるということはない。

イは認否を要しない。

エ 「(4)」(原告準備書面(2)11~12頁)について  
ア及びイは認否を要しない。

ウは争う。被告の主張は、被告準備書面(1)第4の4(4)(36頁以下)及び被告準備書面(2)第2(5頁以下)のとおりである。

エは認否を要しない。

オ 「(5)」(原告準備書面(2)12頁)について  
認否を要しない。

カ 「(6)」(原告準備書面(2)12頁)について  
認否を要しない。

(5) 「5」(原告準備書面(2)12頁)について  
認否を要しない。

### 3 「第3」について

(1) 「1」(原告準備書面(2) 13頁)について

認否を要しない。

(2) 「2」について

ア 「(1)」(原告準備書面(2) 13頁)について

争う。

本件処分は、被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、国民から、「国は薬物乱用に対し寛容である」等といったメッセージを被告が世の中に発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険があったことを理由に行われたものであるから(被告準備書面(1) 第4の4 (3) ア (33頁以下)、被告準備書面(2) 第2 (5頁以下))、違法薬物の社会問題としての重要性は、当然に本件処分の適法性と関連する。

イ 「(2)」について

(ア) 「ア」(原告準備書面(2) 13頁)について

不知。

(イ) 「イ」について

ア 「(ア)」(原告準備書面(2) 13~14頁)について

第二段落は争う。被告の主張は、被告準備書面(2) 第2の2 (2) (9頁以下) のとおりである。

第三段落は不知。

b 「(イ)」(原告準備書面(2) 14~15頁)について争う。

被告の主張は、上記第1(3頁以下)のとおりである。

なお、原告が「本件処分を行った理由としては、本件映画に助成金を交付する決定をすると、被告が国民からバッシングを浴びたり、被告関係者の信用が毀損されるおそれがあり、これを避けるため」などと主張する部分については、これまで被告が繰り返し主張するとおり、本件処分は、被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、國民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等といったメッセージを被告が世の中に発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険があったことを理由になされたものであり、原告の主張は曲解である。

(ウ) 「ウ」(原告準備書面(2) 15頁)について

第一段落及び第三段落は認否を要しない。

第二段落で原告が要望する点については、被告準備書面(1)及び(2)において既に主張したとおりであり、被告の主張は、既に十分具体的かつ明確であると考える。

(3) 「3」(原告準備書面(2) 15頁)について

認否を要しない。

4 「第4」について

(1) 「1」(原告準備書面(2) 15~16頁)について  
認否を要しない。

(2) 「2」(原告準備書面(2) 16~23頁)について争う。

上記第1(3頁以下)において主張したとおり、振興会法14条1項1号イに基づく映画製作助成金の交付決定の判断において考慮されるべき「公益」は、「文化芸術の向上についての国民の一般の利益」に限定されるものではなく、被告が「公益性の観点」から本件処分をしたことに考慮不専又は他事考慮の違法はない。

(3) 「3」(原告準備書面(2) 24~28頁)について否認する。本件処分が原告の憲法上の権利を制約ないし侵害するとの主張について争う。

被告準備書面(1)第4の4(3)(33頁以下)において主張したとおり、本件処分は、本件映画の内容を問題とするものではなく、本件映画の製作・劇場公開を制約するものではない。

また、原告が主張する表現活動に対する萎縮効果についても、(そもそも本件とは関連性がないが)同じく被告準備書面(1)第4の4(3)(33頁以下)において主張したとおり、本件処分は、映画製作費の一部について、任意的助成金を交付しないというものであり、その理由として「公益性の観点から」と述べるに止まらず、本件映画には麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しているという具体的な事実を明確に述べているのであるから、文化芸術表現活動全般に対する萎縮効果は生じない。

なお、原告は、「制作費用の大半の支払いは、交付内定後である平成31年4月1日以降になされるものである」(原告準備書面(2)26頁9~10行目)と主張するが、原告が被告に提出した助成金交付申請書によれば、「完成時期」(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。甲7〔本件募集案内〕・9頁)に支払われるものは、全体の「助成対象経費」(同・17頁参照)

のうちの約15%にすぎず、制作費用の大半どころか半分にも満たない。

## 5 「第5」について

### (1) 「1」について

ア 「(1)」(原告準備書面(2)28頁)について

第一段落は認め、第二段階は争う。

イ 「(2)」(原告準備書面(2)28頁)について

争う。

被告の主張は、被告準備書面(2)第2(5頁以下)のとおりである。

ウ 「(3)」(原告準備書面(2)30頁)について

知らないし争う。

本件処分は、本件映画の内容を問題としたものではなく、このことは、本件処分の通知書(甲6)の記載からも客観的に明らかである。映画の題材として犯罪等の違法行為を扱った映画作品に関する原告の一連の主張は、本件と関連性がない。

### (2) 「2」(原告準備書面(2)31~40頁)について

争う。

被告準備書面(2)第2の2(3)ウ(15頁以下)において主張したとおり、本件アンケート調査1及び2の結果は、被告が当時、本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行っていた場合、「國は薬物乱用に対し寛容である」と受け取られ、その結果、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったという考え方の合理性を裏付けるものである。

(3) 「3」(原告準備書面(2) 40~43頁)について

不知。

これまで被告が繰り返し主張するとおり、内定は、助成金の交付申請があった場合に助成金を交付する予定であることを事実上表示するものにすぎず、仮に原告が本件処分によって「製作費の大きな割合を占める金額の資金繰りを強いられる、という不利益」(原告準備書面(2) 41頁24~25行目)や、「十分な広告宣伝活動ができなかった、という不利益」(同42頁20行目)を被ったとしても、これらはいずれも、法律上保護される権利、利益又は期待の侵害には当たらないものであることは勿論のこと、内定後から交付決定時までの間に生じた事情の如何によっては、内定と異なる判断が下され得ることが本件要綱上も予定されている(甲9【本件要綱】・6条、8条3項)以上、映画製作助成金の制度上、むしろあらかじめ想定されている状況である。

原告自ら認めているように、被告の映画製作助成金の制度による助成の対象となる経費は、助成対象活動の完成時期の期間中に支払われる製作企画費、スタッフ費・キャスト費、製作費に限られる。本件募集案内(甲7)18頁の「活動の收支予算に記入できない経費」にもあるように、映画の製作活動ではない「(オ) 映画の完成後に係る経費」、例えば、宣伝広告に関する費用などは助成対象外であり団体の自主財源により賄うべきものであるから、これらの費用の自己負担を強いられることは交付決定を受けられなかつたことにより生じる不利益ではない。加えて、原告からは、本件映画完成後の事業や宣伝等との関係において交付決定を受けられなかつたことに関連する具体的な不利益が何ら主張、立証されていない。原告は繆々「本件以外のケースであれば」と本件以外の事例を強調していることからも明らかのように、本件では、原告に法律上保護される具体的な不利益は生じていない。

### 第3 原告準備書面（3）に対する反論

原告は、「芸術の自由も表現の自由として保障を受け制約は慎重であるべき」（原告準備書面（3）の2（2頁以下））、「芸術的な表現の自由については、公的な後援・助成についても不当な差別的取扱いがあつてはならない」（同3（7頁以下））、「正当な理由なく不交付決定がされたことは適正手続に反する」（同5（10頁以下））などと述べて、日本や諸外国における憲法論を独自に展開する。

しかしながら、被告準備書面（1）第4の4（3）（33頁以下）において主張したとおり、本件処分は、本件映画の内容を問題とするものではなく、本件映画の製作・劇場公開を制約するものではない。前述のとおり、本件映画は、本件内定通知書の原告への送付（平成31年4月1日から同月5日までの間）の前である同年3月12日に完成され（訴状第2の3（1）及び（3）（6～9頁）），また、予定どおり、令和元年9月27日に劇場公開されている（甲1【本件映画のチラシ】，甲5【助成金交付申請書】・「公開予定時期」（同2枚目），乙12【「富本から君へ」上映劇場】）。

また、繰り返し述べるとおり、本件処分は、振興会法14条1項1号イにより助成金の交付決定の判断を行うにおいて考慮されるべき「公益性の観点」を理由に行われたものであり、裁量権の逸脱又は濫用の違法は認められず、適法であるから、「不当な差別的取扱い」には当たらない。

さらに、本件処分は、補助金適正化法6条1項及び本件要綱8条1項に基づき、適正な手続によって行われたものである以上、原告が主張するような「適正手続」違反など存在しない。なお、本件処分に原告が主張する具体的な手続的な違法がないことは、被告準備書面（1）第4の5（40頁以下）において主張したとおりである。

以上